所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、生態系保全専門官については関東地方環境事務所に限る。）。

（総務課の所掌事務）

第八条　（略）

（削る）

（削る）

公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、生態系保全専門官については関東地方環境事務所に限り、国立公園保護管理企画官及び国立公園利用企画官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園管理官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官については福島地方環境事務所に限る。）。

（総務課の所掌事務）

第三条　（略）

（庶務課の所掌事務）

第三条の二　庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　所長の官印及び所印の保管に関すること。

四　機構及び定員に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六　地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。

七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

八　地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整（企画課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

九　情報システムの管理に関すること。

十　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十一　職員に貸与する宿舎に関すること。

十二　庁内の管理に関すること。

十三　広報に関すること。

十四　前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画課の所掌事務）

第三条の三　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方環境事務所の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。